

令和7年度全国年金委員研修
在職老齢年金と遺族年金

令和8年1月19日



年金給付部

目次

1

在職老齢年金の仕組み . . . 3

2

在職老齢年金を受けている方の年金額改定 . . . 7

3

遺族基礎年金の支給停止の見直し . . . 9

4

離婚時の年金分割の請求期限の伸長 . . . 10

1. 在職老齢年金の仕組み

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、基本月額と総報酬月額相当額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「**在職老齢年金**」といいます。

(1) 在職老齢年金の計算方法

基本月額

⇒ 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額※
※特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

総報酬月額相当額

⇒ (その月の標準報酬月額※) + (その月以前1年間の標準賞与額※の合計) ÷ 12
※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が**51万円**以下ですか？



在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額 =
基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 51万円) ÷ 2

1. 在職老齢年金の仕組み

(2) 支給停止期間と支給停止額

- **基本月額と総報酬月額相当額**の合計額が**51万円**を超えている期間が支給停止となります。
- 支給停止額は、総報酬月額相当額が変わった月または退職日等の翌月※に変更されます。
※退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除きます。
- 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
- 老齢基礎年金および繰下げ加算額は、全額支給となります。
- 65歳以降に支給される経過的加算額は、全額支給となります。
- 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。
- 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。

1. 在職老齢年金の仕組み

(3) 在職老齢年金制度の見直し【施行日：令和8年4月1日】

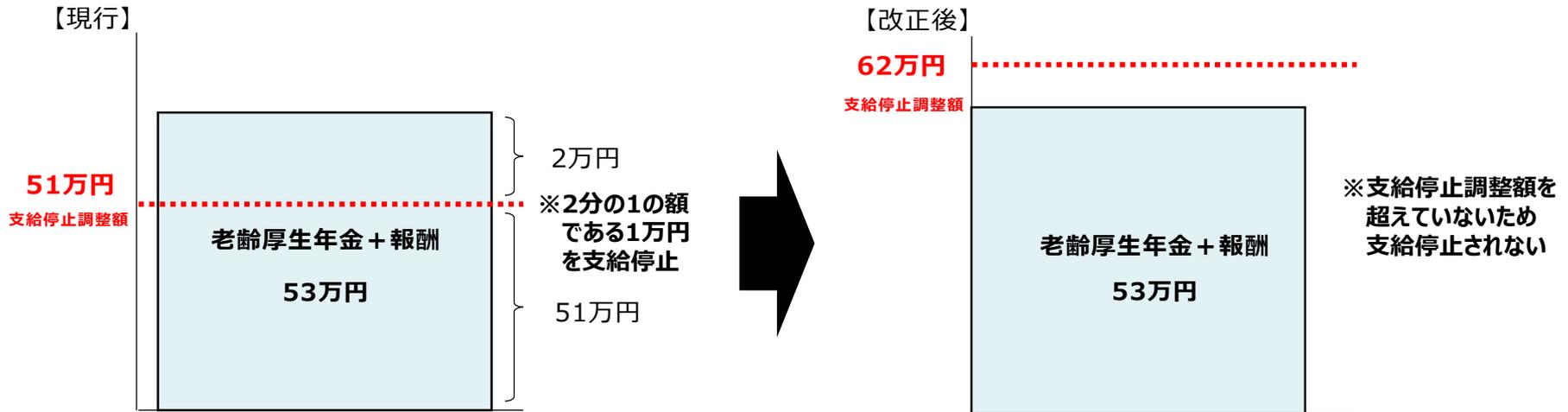
- 保険料の拠出に見合う給付を行うとする公的年金の原則と働き方に中立的な制度とする観点から、老齢厚生年金の支給停止を行う基準である支給停止調整額※¹を現行の51万円から62万円（令和6年度価格）※²に引き上げます。

※1 支給停止調整額は、名目賃金変動率（物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）に応じて**毎年度改定**することとしています。

※2 62万円は令和6年度価格であり、令和8年4月の支給停止調整額は62万円に名目賃金変動率を乗じて算出します。

〈在職老齢年金のイメージ〉 - 老齢厚生年金：月額10万円 報酬：月額43万円のケース -

$$\text{支給停止月額の計算式} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \div 2$$



1. 在職老齢年金の仕組み

(4) 周知・広報

- 令和8年4月1日施行の「在職老齢年金制度の見直し」について、事業主や労働者に対し制度の意義や見直しの趣旨及び内容を分かりやすく説明するためのチラシを令和7年12月24日（水）に厚生労働省ホームページに掲載。



- あわせて、日本年金機構ホームページに在職老齢年金制度の見直しの概要及び制度周知チラシを掲載。

【在職老齢年金早見表】

基準額が月額51万円の場合の停止額（月額）

（単位：万円）

総報酬月額相当額 基本月額	8.8万円	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	41万円	46万円	52万円	57万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5.5
10万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5.5	8
15万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	8	10.5
20万円	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10.5	13
25万円	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	13	15.5

基準額が月額62万円に引き上げられた場合の停止額（月額）

（単位：万円）

総報酬月額相当額 基本月額	8.8万円	15万円	20万円	26万円	31万円	37万円	42万円	47万円	52万円	57万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5
15万円	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5
20万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5
25万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10

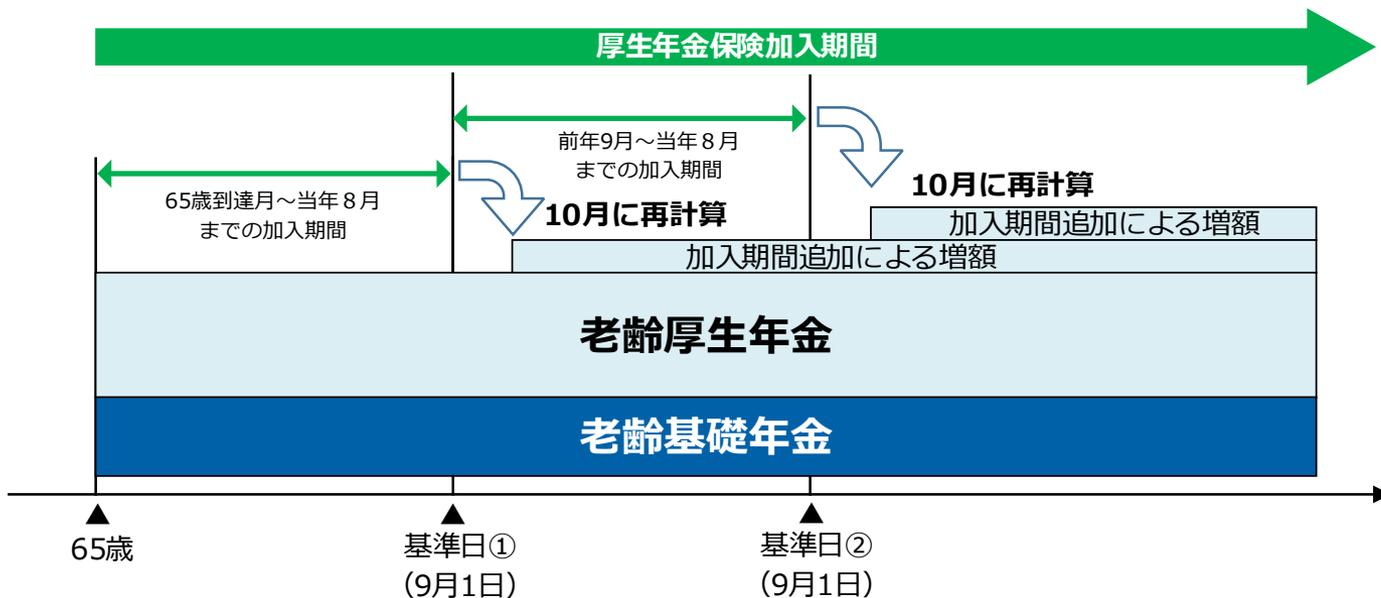
- 令和8年2月に発送する納入告知書に制度周知チラシを同封し、事業所向けに周知する予定。
- 在職老齢年金制度の見直し後の年金の支払額は、令和8年6月送付の「年金額改定通知書」に記載してお知らせする。なお、年金の選択替えが必要な方には、別途、選択申出書を勧奨予定。

2. 在職老齢年金を受けている方の年金額改定

(1) 在職定時改定

基準日（9月1日）において厚生年金保険被保険者である受給権者の老齢厚生年金について、毎年、基準日の属する月前の被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（10月）に年金額の再計算を行います。これを「**在職定時改定**」といいます。

毎年、基準日の属する月前の厚生年金保険加入期間を追加し、年金額の再計算が行われます。なお、在職定時改定の対象は、65歳以上70歳未満の方に限られます。



2. 在職老齢年金を受けている方の年金額改定

(2) 退職改定

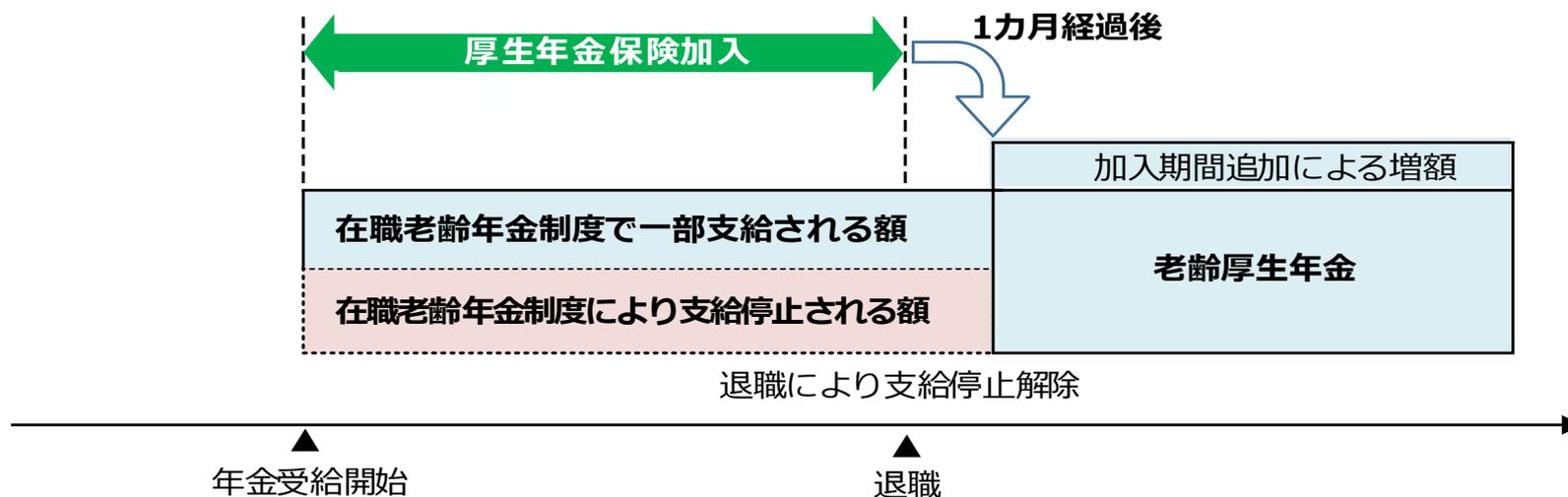
厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている方が、退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「**退職改定**」といいます。

年金額の全部または一部の支給停止がなくなり、全額支給されます。

年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき（転職など）は、退職改定は行われず、引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。

70歳到達時も同様に、70歳に到達した翌月分の年金額から見直されます。



3. 遺族基礎年金の支給停止の見直し

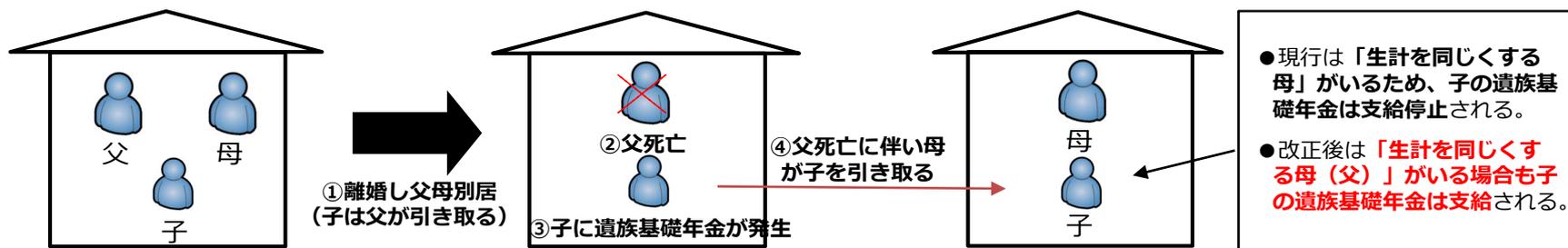
(1) 改正の背景・目的

子自身の選択によらない事情で遺族基礎年金が支給停止される不均衡を解消するため、子の遺族基礎年金の支給停止規定を見直します。

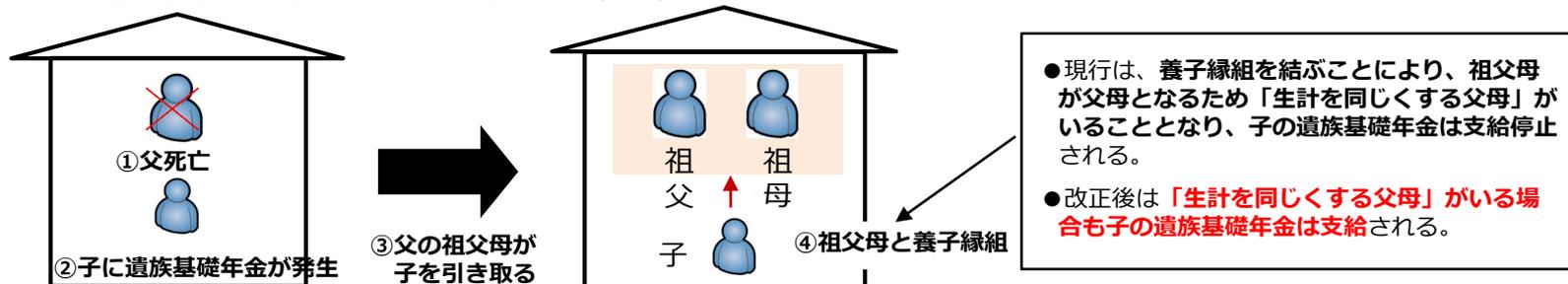
(2) 改正内容【施行日：令和10年4月1日】

現行、生計を同じくする父又は母がある場合、子の遺族基礎年金は支給停止されますが、生計を同じくする父又は母がある場合においても子の遺族基礎年金を支給します。

<父母離婚後に父が死亡し母が子を引き取るケース>



<父の死亡により祖父母が子を引き取り養子縁組を結ぶケース>



(3) 経過措置

令和8年4月1日から令和10年3月31日までに権利が発生した死亡一時金を父または母が受け取った場合、その父または母と生計を同じくする子の遺族基礎年金は令和10年4月1日以後も引き続き支給停止されますのでご注意ください。

4. 離婚時の年金分割の請求期限の伸長

(1) 改正内容

離婚時の年金分割については、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年とされていることを踏まえ、請求期限が「離婚等をした時から2年以内」とされていましたが、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、請求期限が「離婚等をした時から5年以内」に伸長されます。

(2) 施行日

令和8年4月1日

※ 民法の改正（民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間の伸長）の施行期日と同日。

(3) 対象者

上記施行日（令和8年4月1日）以降に離婚等をした者

※ 施行日（令和8年4月1日）前に離婚等をした者の年金分割の請求期限は、従前のおり離婚等をした時から2年以内となります。